

## 吸収分割に係る事後開示事項

2023年4月4日

大阪市住之江区南港北一丁目7番89号  
日立造船株式会社  
取締役社長 三野 禎男

熊本県玉名郡長洲町大字有明1番地  
日立造船マリンエンジン株式会社  
取締役社長 山口 実浩

日立造船株式会社（以下、「分割会社」といいます。）と、日立造船マリンエンジン株式会社（2023年4月1日付で、ヒッツ船用原動機設立準備株式会社より商号変更。以下、「承継会社」といいます。）は、2022年12月14日に分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2023年4月1日をもって、分割会社の船用原動機事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、次のとおりです。

### 1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2023年4月1日

### 2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 20 日付の官報公告及び電子公告にて、吸収分割をする旨、承継会社の商号及び住所、分割会社及び承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を公告いたしました。異議申述期限までに、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに会社法第 797 条及び 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割の効力発生日までの承継会社の株主は、分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸収分割の効力発生日までの承継会社の株主は、分割会社のみであるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 2 月 20 日付の官報公告により、吸収分割をする旨、分割会社の商号及び住所、分割会社及び承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる

旨を公告いたしました。異議申述期限までに、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社には、知れている債権者が存在しないため、会社法第799条第2項の規定による各別の催告は行っていません。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、2023年4月1日をもって、分割会社より本吸収分割契約に従い、分割会社の船用原動機事業に係る資産、負債、その他の権利義務、契約上の地位等を承継しました。分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ13,903百万円（概算値）及び7,548百万円（概算値）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本吸収分割の効力発生日である2023年4月1日から14日以内に行う予定です。

6. その他、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

(1) 略式分割

承継会社は、会社法第796条第1項本文の規定に基づき、本吸収分割契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

(2) 簡易分割

分割会社は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本吸収分割契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

(3) 労働者保護手続の経過

分割会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第7条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条に基づき、労働者と協議を行いました。また、分割会社は、労働契約承継法第2条に基づき、労働者

及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いましたが、異議の申出はありませんでした。

(4) 本吸収分割における割当の内容

本吸収分割に際して、承継会社は分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付を行っておりません。

(5) 承継会社における資本金及び準備金の変動

本吸収分割によって、承継会社の資本金及び準備金の額は変動しておりません。ただし、承継会社は、本吸収分割の効力発生日を払込期日とする募集株式の発行を行っており、これにより 2023 年 4 月 1 日付で承継会社の資本金及び資本準備金の額が増加しております。

以上